

第 1 問 答 案 用 紙  
( 監 査 論 )

問題 1

監査人は、財務諸表の適正性に影響を及ぼすような重要な虚偽表示については、監査の過程においてこれを見逃すことがなく、監査意見を表明しなければ、監査人は正当な注意義務を払ったことにはならず、自ら監査責任を問われる。他の条件を一定とすれば、監査上の重要性当初よりも小さくした場合には、監査リスクは高くなる。その分、監査人はより慎重な監査を行わなければならないことになる。監査人は監査計画の策定において、実施する監査手続、実施の時期及び範囲を決定するため、この監査上の重要性と監査リスクの合理的に低い水準との相関関係を勘案しなければならない。

\*本試験における解答用紙の大きさを考え、1行を27文字とみなして解答例を作成してある。

問題 2

実証手続とは、内部統制の整備や運用に対する監査手続とは異なり、財務諸表の前提となる取引や、勘定残高、開示等について、監査人が直接、詳細テストや分析の実証手続を行うもので、企業の内部統制の信頼性に依拠した監査手続よりも、比較的強い監査証拠を得ることができる。したがって実証手続は、監査リスクが高く、特別な検討を必要とするリスクあると識別された事項については必ず適用されなければならないと考えられる。

問題 3

監査人は重要性の基準値の決定に当たり、量的な側面だけでなく、質的な重要性にも注意を払わなければならないことが定められている。この質的な重要性については、監査人の判断に任されており、そのため重要性の基準値を画一的に設定することができない。その結果、さまざまな局面に柔軟に適合して重要性の判断が行われるというメリットがある反面、監査人の経験や能力によって重要性の基準が異なるという限界もある。

第2問 答案用紙  
(監査論)

問題1

監査人Xは親会社に継続企業の前提が成立しているか否かのみならず、子会社において発生又は発現した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事業又は状況のうち親会社に重要な影響を及ぼす項目を検討する必要がある。

問題2

会社側の継続企業の前提に疑義があり、対応にも重要な不確実性があるのに、なんら注記も行わなかった場合、その重要性に応じて、限定付適正意見か不適正意見を記載する。注記を行った場合、その内容が適正な場合には、注記の内容を追記情報として監査報告書にも記載した上で、無限定適正意見を記載する。不適切な場合、重要性に応じ限定付または不適正意見を記載する。

問題 3

評価について：当四半期の決算日の翌日から、前会計期間における

評価の対象となった期間の末日までの評価を申し入れる。

対応策について：特に申し入れを行う必要はない。

問題 4

A

第12期連結会計年度の第2四半期において会社の経営者は、追加

リストラ策を実施し、さらに金融機関に対し債務免除を要請した

が、当該金融機関から債務免除には応じられないとの回答があっ

たため、平成10年中旬に破産の申立てを行っているにもかかわらず、

四半期連結財務諸表は継続企業を前提に作成されている。

B

重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認

められた。